

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める  
条例の制定について（議案第110号）

子育て施設課

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）の認定の要件を定める。

2 主な内容

(1) 職員配置等

ア 子どもの年齢区分に応じ、一定の数以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならず、常時2人を下回ってはならない。

イ 満3歳以上の子どもの利用時間のうち4時間程度の利用時間については、学級を編制し、各学級ごとに学級担任を1人以上置かなければならない。

ウ 1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

(2) 職員資格

ア (1)のアの職員は、その従事する職務に応じ、保育士の資格若しくは幼稚園の教員免許状を有する者又はその両方を有する者でなければならない。

イ (1)のイの学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。

ウ アの職員資格については、当分の間、要件を緩和する特例を設ける。

(3) 施設設備

ア 幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。

イ 園舎は、学級数に応じた面積基準を満たさなければならない。

ウ 園には面積基準を満たす保育室又は遊戯室及び屋外遊技場並びに設備基準を満たす調理室を設けなければならない。

エ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、その人数に応じた面積基準を満たす乳児室又はほふく室を設けなければならない。

(4) 管理運営等

保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を

原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

### 3 施行期日

平成31年4月1日